

一般社団法人フードサイエンティスト協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人フードサイエンティスト協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 大阪府茨木市 に置く。

(目的)

第3条 当法人は、食品科学教育の向上と研究の振興を期することおよび安全な食を研究して、人々の健康を守ることにより、食品産業の発展と人々の健康で豊かな食生活に寄与する人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は上記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) フードサイエンティスト（食品に関する科学的な知識と技能を有する専門家）の称号の付与
- (2) 食品科学に関する教育および称号の付与
- (3) 研究発表会、講習会および見学会などの開催
- (4) 会報・会誌の発行
- (5) 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員及び社員

(種別)

第6条 協会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）における社員とする。

(1) 正会員 食品科学に関する教育を行っている学科またはコースなどをもち、当法人の目的に賛同する高等教育機関（大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）の代表者

(2) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会する法人

(3) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会する個人

(4) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、支援をする個人又は法人

2 前項の規定にかかわらず、法人会員及び個人会員のうち希望する者は、理事会の承認を得た場合には一般社団・財団法人法における社員となることができる。

3 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、当法人の事業を遂行するため、その種別により以下のとおりに入会金及び会費を納入しなければならない。

入会金 (正会員のみ)		10,000円
会費 正会員	年額	80,000円
	法人会員 年額	50,000円
	個人会員 年額	3,000円
	賛助会員 一口	10,000円

(退社)

第8条 会員は、当法人所定の退会届を提出して、いつでも退社・退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款または規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷付け、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由のあるとき。

2 前項により会員を除名しようとする場合は、正会員および法人会員については、社員総会の決議により、個人会員及び賛助会員については理事の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数の決議によるものとする。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 6か月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年5月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般社団・財団法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の

調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第24条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第31条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 事務局

(設置等)

第32条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事会の承認を得て代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第33条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 社員名簿及び会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員の報酬等の規定

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書

(10) 監査報告

(11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(12) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の一般の閲覧については、法令の定めによる。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第39条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	筒井 知己
設立時理事	金子 雅文
設立時理事	相良 剛史
設立時理事	外崎 秀香
設立時理事	西堀 尚良
設立時理事	安田 伸
設立時理事	岡本 洋子
設立時理事	森下 新
設立時監事	進藤 容子
設立時監事	高橋 英史
設立時代表理事	東京都杉並区松ノ木二丁目25番7号 筒井 知己

(設立時社員の氏名及び住所)

第40条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	東京都杉並区松ノ木二丁目25番7号 筒井 知己
設立時社員	大阪府茨木市若園町14番29号 株式会社大阪生物環境科学研究所

(法令の準拠)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人フードサイエンティスト協会設立のため、各設立時社員の定款作成代理人である司法書士光田正子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和8年4月15日

設立時社員 東京都杉並区松ノ木二丁目25番7号
筒井 知己

設立時社員 大阪府茨木市若園町14番29号
株式会社大阪生物環境科学研究所
代表取締役 森下 新

上記定款作成代理人 司法書士 光田正子